

# 保険の特徴と しくみ など

# 1 特徴としくみ



## 年金ひとすじ

5年ごと利差配当付個人年金保険

保険料払込期間満了後に10年間の年金をお受取りいただける保険です。

(保険証券上は、「年金ひとすじ(5年ごと利差配当付個人年金保険(10年確定年金))」と表示されます。)

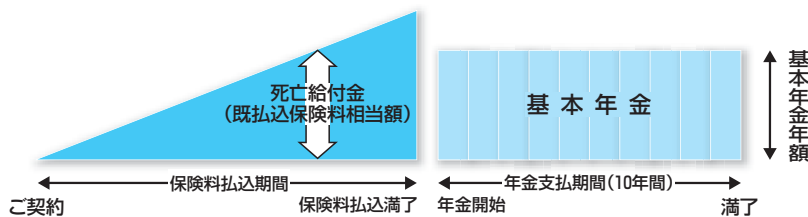
### 保険の特徴

- 年金開始日前の死亡保障を抑え、年金としてお受取りいただく金額が多くなるように設計された生存保障重視型の年金です。
- 年金を10年間確実ににお受取りいただく「10年確定年金」です。年金開始日以後、年金支払期間中(10年間)被保険者が生存している間、定額の年金をお支払いします①。
- 所得税法上の要件を満たすご契約は、個人年金保険料税制適格特約を付加することができ、お払込み保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。

①年金開始日から最後の年金支払日の前日までの間に被保険者が死亡したときは、年金支払期間中の未払年金の現価をお支払いします。

### 保険のしくみ

■ しくみ図 (イメージ) ■



#### 【死亡給付金額・解約時の返戻金額】

〔ご契約例〕  
 男性、30歳加入、60歳年金開始  
 月掛保険料 20,000円  
 基本年金年額 893,600円

経過年数 (年齢)	死亡給付金額	返戻金額
10年 (40歳)	約243万円	約234万円
20年 (50歳)	約487万円	約487万円
25年 (55歳)	約609万円	約609万円

→参照

② 個人年金保険料  
 税制適格特約  
 (16 ページ)

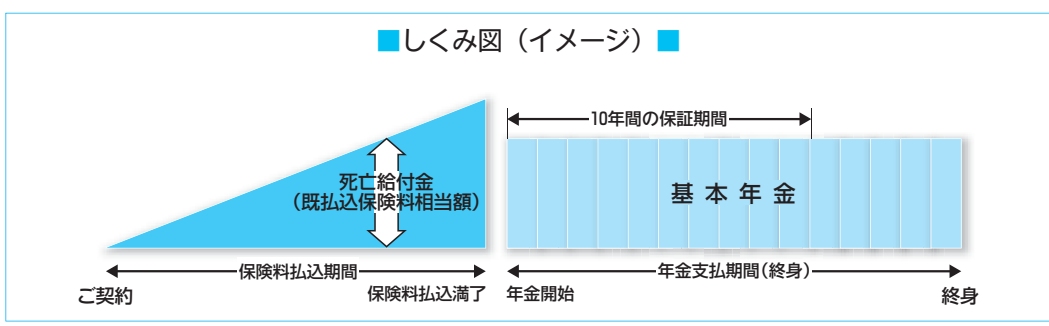
**ご注意**

- 年金開始日前に死亡された場合の死亡給付金額は、既払込保険料相当額となります。
- 年金開始日前に解約された場合の返戻金額は、既払込保険料相当額を上限とします。

## 年金の種類の変更について

- 年金開始の際に、お申込み時の10年確定年金にかえて、「10年保証期間付終身年金」へ変更することができます。
- 「10年保証期間付終身年金」は、年金開始日以後、被保険者が生存している間、定額の年金を生涯にわたってお支払いします②。

② 年金開始日から第10回年金支払日の前日までの間に被保険者が死亡したときは、保証期間中の未払年金の現価をお支払いします。



**ご注意**

- 年金の種類の変更は、当社所定の範囲内で取扱いますので、変更後の基本年金年額等によっては変更できない場合があります。
- 10年保証期間付終身年金は、被保険者が死亡された時期によっては、年金のお受取総額が既払込保険料を大きく下回る場合があります。

## 「年金ひとすじ」と「年金ひとすじワイド」の主な相違点

- 当社では「年金ひとすじ」のほかに、「年金ひとすじワイド」も取り扱っています。
- 「年金ひとすじ」と「年金ひとすじワイド」の主な違いは下表のとおりです。

項目	年金ひとすじ	年金ひとすじワイド
告知事項	健康状態や職業などについて	職業などについて
年金開始日前の保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 病気で死亡したとき 死亡給付金 (既払込保険料相当額)</li> <li>• 不慮の事故により死亡したとき 死亡給付金 (既払込保険料相当額)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 病気で死亡したとき 死亡給付金 (既払込保険料相当額)</li> <li>• 不慮の事故により死亡したとき 災害死亡給付金 (死亡給付金額 × 1.1)</li> </ul>
保険料払込免除	被保険者が保険料払込期間中に所定の障害状態に該当したときは、保険料の払込みを免除します。	保険料払込免除のしくみはありません。
年金の種類の変更	年金開始の際に、当社所定の範囲内で、以下の種類の年金に変更することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 10年保証期間付終身年金</li> </ul>	年金開始の際に、当社所定の範囲内で、以下の種類の年金に変更することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 10年保証期間付終身年金</li> <li>• 10年保証期間付割増終身年金</li> </ul>